

<注文請書条件>

1. 注文者(以下 甲という)と注文請者(以下 乙という)は、甲が乙に交付した平成26年7月 日付注文書および本注文請書により成立する請負契約(以下 本契約という)の本旨に則り、乙は本注文書記載の工事を甲より請負うものとする。
2. 甲および乙は、相手方に対して有する権利または相手方に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、継承させてはならない。
3. 甲は乙の事前の書面による承諾なくして、法令等に基づく場合を除き、本契約の存在および内容を第三者に開示してはならないものとする。
4. 乙は、甲の定める図面、仕様等により工事を施工し、やむを得ない事由により工事の範囲、規模等の増減変更が必要であると認める場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
5. 乙は、本契約に定める工事が完了したときは、甲に対し書面による通知を行い、甲は当該書面到着後遅滞なく完成検査を行い、合格であると認めた場合は引渡しを受けるとともに、引渡しが完了した旨を乙に書面により通知するものとする。
6. 本契約に定める工事が甲による完成検査の結果不合格となった場合、乙は合格するまで手直し補修するものとする。また、正当な理由なく工事の引渡しが遅れた場合、甲は遅延により被った損害相当額を遅延料として乙に請求できるものとする。
7. 本契約に定める工事の瑕疵については、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものである場合、乙はこれを無償で修補するものとする。なお、担保期間は、引渡し完了の日から起算して1年間とする。
8. 乙は、引渡し完了後、契約金額に関する請求書を甲に交付するものとし、甲は当該請求書到着後一定の期間内に乙に対して契約金額を支払うものとする。
9. 乙は、甲の責に帰すべき事由により、支払期限までに甲が乙に支払うべき契約金額の全部または一部が支払われなかった場合、その遅延日数に応じ、遅延している契約金額に対し年14.6%の割合で計算した金額を、支払い遅延利息として甲に請求できるものとする。
10. 乙は、本契約に定める工事の施工に関して、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに処理解決しその賠償の責を負うものとする。
11. 甲は、乙が正当な理由なく、本契約に定める工事が工期限内に完成する見込みがないか、または工事内容が本契約の趣旨に反すると認めた場合には随時解約できるものとし、それにより被った損害は乙の負担とする。
12. 本契約の履行にあたっては、建設業法や労働基準法、労災保険法などの関係諸法規を順守するものとし、本契約の解釈およびその他の事項に付生じた疑義や、本注文請書に記載のない事項については、甲乙誠意をもって協議し、誠実にその解決にあたるものとする。